

夜間早朝等加算

当院は月・火・木・金曜日 8：30～12：00/14：00～18：00

水曜日 8：30～13：00

土曜日 8：30～12：00/14：00～17：00

を診療時間と定めております。厚生労働省の規定により、

平日 18：00 以降、土曜日 12：00 以降は「夜間早朝等加算」50 点が
適応されます。前述の診療時間外の時間帯で診療を行った場合には、
「時間外等加算」が適応されます。

時間外対応加算

当院では「かかりつけ医」としての取り組みを行っており、再診時に
「時間外対応加算」（患者様 1 名につき 1 回 5 点）を算定させていただ
いております。通院中の患者様に対し診療時間外に緊急の相談が
ある場合に電話等での問い合わせに対応できる体制を整えておりま
す。時間外対応加算の「時間外」とありますが、これは「時間外の対
応について体制を整備している」ことに対する加算ですので、再診料
を算定するすべての患者様が対象であり、ご来院される時間に関わ
らず、すべての患者様に算定しております。